

金融犯罪に関するご注意！

実際にあったケース

！ 偽の画面・なりすまし詐欺にご注意ください！

詐欺業者が、ライフティのホームページを模したり、貸金業協会の会員番号を使用したWEBページを作成し、そこへ申込みを行ったお客様への接触をはかったり個人情報を盗もうとする詐欺業者が多発しています。

ライフティの公式サイトは「<http://www.ryfety.com>」です。

以下のサイト（URL）は、当社とは一切関係ございませんのでご注意ください

- ・ <http://www.ryfety.net>
- ・ <http://cash1524.com/lp12/>
- ・ <http://mgt.one-rise.tk>
- ・ <http://planel.biz/>
- ・ <http://www.ryfety.info>
- ・ <http://planel.biz/lp15/?118>

偽の画面・なりすまし詐欺の内容については、日本貸金業協会ホームページ内「悪質業者の検索」ページよりご確認ください。

- ・ No.805 「ホームページ 190」
- ・ No.878 「ホームページ 256」
- ・ No.814 「ホームページ 199」
- ・ No.879 「ホームページ 257」
- ・ No.855 「ホームページ 236」
- ・ No.880 「ホームページ 258」

日本貸金業協会：<http://www.j-fsa.or.jp/personal/malicious/result.php>

！ 詐欺の電話にご注意ください！

金融会社と思われる悪質業者から「ライフティで審査に落ちた方に融資のご案内をしています」などと電話などで案内があり、あたかも審査内容を知ってるかのように装い申し込みをさせようとする業者が多発しています。

ライフティではお客様の審査内容や個人情報を他社などに洩らすような事は決してございません。

少しでもおかしいと思ったら、お客様相談窓口までご連絡ください。

ライフティお客様相談窓口：0570-200-910

保証人詐欺

融資時の保証人制度を悪用した「保証人詐欺」が横行していますのでご注意ください。

『融資を受けるために必要な保証人を紹介する。』と誘い、保証人紹介料を支払っても、保証人は紹介されずお金だけをだまし取る手口です。

また、『保証人になってくれれば手数料を払う。支払いで迷惑はかけない』と誘い、保証人になった途端、行方不明になり借金を肩代わりさせられます。さらには、『金融機関の知り合いに頼んで保証人になっているものを外す』ともちかけ、お金をだまし取るなど、さまざまなケースが報告されています。

なお、ライフティは担保・保証人不要となっておりますのでご注意ください。



偽ダイレクトメール (DM) を使った詐欺



ライフティの社名やロゴ・キャラクターを無断で使用し、融資の勧誘や返済請求・債権譲渡といった内容のダイレクトメールが数多く出回っております。これらは悪質な詐欺です。このような悪質業者は「保証料」「手数料」「口座確認」などのさまざまな理由をつけて現金を振込ませようとするケースが発生しております、支払をしたり連絡をしないようくれぐれもご注意ください。

融資保証金詐欺・貸します詐欺

雑誌・新聞・チラシ・インターネット（パソコン・ケータイ）などで『年利1%・500万まで100%融資します』などと極端に安い契約年率で高額な融資を確実にするという広告には十分ご注意ください。申し込みをすると「保証料名目、信用調査のため、融資実績が必要、提携している消費者金融者を紹介する」などと他社での契約をもちかけ、その融資金をエクスパックや宅急便などで郵送させたり、金融機関からの振り込みを強要し、お金をだまし取るといった詐欺で、最終的には消費者金融での契約事実だけが残り手元にお金が残りませんのでくれぐれもご注意ください。



名義貸し (アルバイト) 詐欺



『キャッシングカードの実態調査をしている。』などとアルバイトをもちかけ、カードを契約させられた後、そのカードで借入れされてしまう詐欺手口が横行しておりますので十分ご注意ください。他人が利用する目的での契約もしくは、カードを他人に譲渡または貸与することは当社規約により禁止しております。このような名義貸し（アルバイト）により発生したお客様の損害については、当社による補填はいたしかねますのでご注意ください。

金融会社を装った取り立て詐欺

貸金業者や信販会社を装い、電話や郵便などで『債権譲渡を受けた』、『債権回収の委託を受けた』などと強引に金銭の支払いを要求し、個人名義や架空会社の銀行口座に振込ませる詐欺行為が横行しておりますので十分ご注意ください。当社が、個人名義や「ライフティ」以外の会社名義の口座名義へ振込みを求めると、電信為替による振込みをお願いすることは決してございません。このような請求を受けた場合、決して金銭のお支払いをせずに「ライフティお客様相談窓口 0570-200-910」までご相談ください。



フィッシング詐欺



金融会社や有名企業を装ってインターネットメールを送信し、お客様のカード番号、暗証番号、銀行口座などを送信させる悪質なフィッシング詐欺被害が発生しておりますので十分ご注意ください。ライフティではインターネットメールにてお客様のカード番号、暗証番号、銀行口座などの情報をお伺いすることはありません。万一このようなインターネットメールをお受け取りになられた場合は、絶対に情報を送信せず「ライフティお客様相談窓口 0570-200-910」までご相談ください。

スキミング

全国のコンビニATMにおきまして、スキミング機器（カード読取装置）などが不正に設置され、ご利用お客様のキャッシングカードなどの情報が不正取得される被害が発生しております。ATMをご利用の際は、カード挿入口やATM周辺の不審物にご注意いただきますようお願い申し上げます。



悪質業者の被害にあわないためにも、必ず正規の貸金業者を利用しましょう。

・正規の貸金業者とは？

貸金業を営む（消費者や事業者に対する金銭の貸付を業として行う）場合は、貸金業法第3条第1項により、内閣総理大臣（管轄する財務局長）または都道府県知事に申請・登録をする必要があります。

登録を受けた貸金業者には「登録番号」が付与され、この番号を取得した者が正規の貸金業者です。

・登録番号の確認方法

(1) 関東財務局長（×）第××××××号

2つ以上の都道府県に営業所がある場合は国（財務局）への申請・登録となるため、「〇〇財務局長」になります。

(2) 東京都知事（×）第××××××号

1つの都道府県だけに営業所がある場合は都道府県への申請・登録となるため、「〇〇（都・道・府・県）知事」になります。

※（×）内の数字は登録および更新の回数を表しており、登録時に（1）、以下3年ごとに更新をする度に（2）、（3）・・・と大きな数字となります。

ライフティの登録番号は「東京都知事（5）第28992号」になります。

・正規の貸金業者であるかを確認するには？

正規の貸金業者は金融庁のホームページ内の「登録貸金業者情報検索サービス」より検索できます。

また、他の金融犯罪に関する情報につきましては日本貸金業協会の「悪質業者の被害にあわないために」をご覧ください。

ライフティお客様相談窓口
0570-200-910

受付時間：月曜～金曜 9：30～18：00
土日・祝日・年末年始は除きます